平成25年度 第2回 大阪市建設事業評価有識者会議 会議録

\bigcirc	開催日時	平成25年12月17日(火)	9時30分から11時45分まで	
\bigcirc	開催場所	大阪市役所(本庁舎)	地下1階第11共通会議室	
\bigcirc	出席者			
	(委 員)	塚口座長、角野座長代理	、加茂委員、高瀬委員、松島委員、水谷委員	
	(大阪市)			
	・建設局			
	城居水環境担当部長、春木業務改革担当課長、			
	尾植街路課長、永井街路課長代理、久村公園緑化部調整課長、			
	寺」	川下水道河川部調整課長、	髙城河川課長、大杉河川課長代理	
	• 港湾局			
	薮区	薮内計画整備部長、高橋港湾再編担当課長、松井開発調整担当課長、		
	植村環境整備担当課長			
	・市政改革室(事務局)			
	大東PDCA担当部長、椎名事業再構築担当課長			
\bigcirc	議題等			
1	開会			
2	議事			
(1) 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料について 3				
	(2) 事業再	評価対象事業の説明・質疑	66	
	◇建設局房	所管 4事業		
	[河川	事業にかかる説明]	6	
	[下水	道事業にかかる説明]	8	
	[河川	事業・下水道事業にかかる	5質疑]13	
	◇港湾局房	听管 2事業		
	[土地	造成事業にかかる説明]		
	[土地	造成事業にかかる質疑]		
	(3) 事業評	再評価対象事業についての:	意見聴取23	

3 閉会...... 27

1 開会

○椎名事業再構築担当課長 それでは、皆様、おはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまより平成25年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。 本日は大変お忙しい中、また、朝早くから御出席を賜りまして、まことにありがとうご

がいます。私は、市政改革室事業再構築担当課長の椎名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、本日の会議の進め方と配付資料につきまして、御説明をいたします。座って説明させていただきます。

今回の会議では、前回の第1回の会議におきまして、何点か追加説明の資料の御要請を いただきましたので、まず初めに、その御説明をさせていただいた後に、今回の評価対象 事業について御説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の配付資料について概要を御説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、右肩に四角囲みで資料1と書かれておる資料でございますが、平成25年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料になっております。これは前回御質問いただいた事項についての追加説明資料でございます。

まず、一つ目の過去に評価を受けた事業の資料につきましては、次の資料2に一覧表の形で取りまとめさせていただいております。2枚めくっていただきまして資料をごらんください。この資料2の建設事業評価、再評価事業の進捗状況につきましては、本年度評価対象となっております7種別の事業につきまして、過去5年間に評価をしました事業の進捗状況を取りまとめております。なお、資料につきましては全て事前にごらんいただいておりますので、詳細な御説明は省略いたしますが、この資料2の中でA評価、B評価事業よりも、C評価の事業が大きく進捗しているケースもございます。これらは用地買い取りの要請に対応していることなどの理由によるものでございます。

それでは、資料1に戻っていただきまして、その下にございます街路・道路事業、それから、公園事業の各事業の内容にかかるものに対しましては、後ほど建設局より御説明を させていただきます。

以上の資料1と資料2が前回の会議で御要請がありました追加説明資料になります。

次に、資料3でございますが、平成25年度事業再評価対象事業及び評価一覧表につきましては、今年度の事業再評価対象事業のうち本日の会議で再評価します港湾局所管の土地造成事業が2事業、それから、建設局所管の河川改修事業1事業と下水道事業の3事業合わせて計6事業でございますが、これらにつきましてその概要を一覧表にまとめさせていただいております。この資料3を中心にしまして、所管局から御説明を差し上げた後に委員の皆様の御議論をさせていただきたいと思います。

なお、事業番号では、港湾局所管の土地造成事業が先となっておりますが、今回は初めに追加説明資料の御説明を建設局からさせていただきますので、その後に少し順序を入れかえまして、建設局所管の4事業を先に説明させていただきます。その後に港湾局所管の2事業を説明させていただくこととします。

次の資料4でございますが、こちら前回お配りしました今年度の対象事業の一部に合わせまして、本日第2回の会議で御説明することとしております下水道事業3事業のそれぞれの位置図を添付させていただいております。その後でございますが、その後には本日の会議で対象とします3種別6事業についての実施状況説明資料と個別の事業の調書を添付しております。なお、資料の一番最後におつけしております参考資料でございます。参考資料の1と2につきましては前回の会議の際の資料と同じものでございますが、「事業再評価の方法について」「継続事業における『評価の視点(2.事業の実現見通し)』を踏まえた評価の方針」をおつけしております。

また、前回の1回目の会議での内容について追加の御説明をいたしますので、最後に前回対象としました事業の概要の一覧表をおつけしております。

以上が本日の会議の進め方と配付資料についての御説明でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、塚口座長にお願いいたします。

2 議事

(1) 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料について

○塚口座長 皆さん、おはようございます。ただいま、課長から御説明ございましたように、本日、前回私たちがお願いいたしました追加説明を最初にしていただけるということでございます。こういう追加説明がございますと我々も議論をし易くなるのではないかなと思います。よろしくお願い申します。

それでは、前回の会議でですね、建設局所管事業についてお願いいたしました追加説明ですが、これに関する説明をまずお願いしたいと思います。資料の説明でございますけれども、何分きょういろいろな議論をしなければなりませんので、5分以内ぐらいでお願いしたいと思います。資料の読み上げは必要ございませんので簡潔にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○尾植街路課長 おはようございます。建設局道路部街路課長の尾植でございます。説明させていただきます。 それでは、資料1について、街路・道路事業、公園事業も含みますけれども、街路事業を担当しています私のほうからまとめて説明させていただきます。まず、1点目でございますが、事業を長期間継続することにより生じる支出、土地を活用できないことによる逸失利益、固定資産税等及び市民に与える影響に対する考え方でご

ざいますが、街路事業も公園事業も用地を取得してから工事を行うまでの期間、土地を取得した状態のままで管理しているわけではありません。アスファルトを敷くことにより、安全な通行路の確保に加え、雑草等の発生を防いでおります。また、ネットフェンスを設置することでごみ等の不法投棄や不法占拠を防いでいるところであります。こういったことで、雑草の処理、また清掃などの作業が極力発生しないように取り組んでいる状況であります。さらに、これらの維持管理は、街路事業、公園事業の整備として別途行っているわけではありません。既に供用を開始している道路や公園の維持管理も当然行っており、それらとあわせて業務を行うことで発生する費用を最小限に抑えております。

また、取得した用地は、最終的に全線、全エリア、道路や公園を整備するわけですが、 用地取得が整ったところから暫定整備や本整備を行っております。それまでも、別途駐輪 場として仮整備を行ったり、または民間の駐車場として活用することで収入を得るような 取組みも行っております。このような取組みにおいて、可能な限り市民の皆様に与える印 象にも配慮しております。

それから、道路事業の清水共同溝整備事業については、新たに用地を取得して整備するということではありません。既に供用している道路の用地内で事業を進めていますので、事業が想定より長期化することによる支出は極めて少ないと考えております。これまで、この事業は順調に整備も進捗しておりますので、引き続いて整備推進を図っていきたいと考えております。

次に街路事業の番号1から13、現在の重点整備路線完了後の次なる重点路線の考え方でございます。重点整備路線完了後も、予算上の制約がありますので、これからも選択と集中を行い、記載しています3つのような路線について整備促進に努めていきたいと考えております。1点目は密集市街地のうち、特に優先的な取り組みが必要となっている大阪市内の1,300~クタールのエリアにおける路線、2点目に他事業関連の路線、鉄道や立体交差事業関連の路線、3点目にこれまで事業が着実に進捗しており、おおむね用地取得のめどが立っている路線などについて選択と集中を図っていきたいと考えております。

裏面にまいります。ナンバー6、田辺出戸線整備事業、ナンバー7、長吉線整備事業において、平成26年度の完成が見込めることから、評価をBからAへ引き上げるべきではないかいう御意見をいただいております。当該路線につきましては平成26年度の完成を見込んで、権利者様との用地買収交渉を続けておりますが、道路として概成していることから、事業効果がおおむね発現しています。こういったことを考え合わせますと引き続き任意による交渉に努めてまいりたいと考えております。したがいまして、当該路線はB評価として事業進捗を図りたいと考えております。

次にナンバー8、尼崎平野線整備事業ですが、事業を開始してからかなり年数がたっており、また密集市街地に関連する整備事業として、C評価をB評価に引き上げてはどうかという御意見をいただいております。

あわせて、ナンバー9、生野線につきましても密集市街地に関連する路線として、同様の御意見をいただいております。平成26年度の市政運営の基本的な考え方において、密集市街地の整備や建築物等の耐震化など、防災、減災の取り組みが示されており、当該路線につきましては、密集市街地に関連する路線になりますので、今後着実な事業進捗を図っていくべきであると考えております。このことから、いただいた御意見のとおりB評価とすることがよいと考えております。

最後にナンバー13、中之島歩行者専用道整備事業でございます。当該事業において、単独で早期完了させず、中之島5丁目の開発にあわせて事業を進捗させるべき理由について御意見をいただいております。この理由につきましては、別途2枚目の事業再評価調書の裏面において、6番の特記事項に追加補足いたしました。資料1のとおり、従前の評価に追加して矢印下の枠囲みのように補足しております。3行目以降が追加の部分になりますが、本路線の整備は平成28年度に事業化を予定している中之島5丁目開発における土地利用計画や開発手法等の検討に合わせて調整を進めております。特に、本路線は、河川堤防天端部分に計画しておりますが、現況の道路とは4メートル程度の高低差が発生するところもあり、これらを踏まえて開発計画との調整が必要であります。

以上のことから単独で事業を進めるのではなく、開発計画にあわせて事業を実施してい く予定としております。

追加説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○塚口座長 ありがとうございました。ただ今の建設局の御説明に対しまして御質問ご ざいましたら、お願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○松島委員 御説明ありがとうございました。別途御用意いただいた資料2の見方について教えていただきたいんですけれども、例えば、一番目の街路・道路事業の中で、下のほうに再評価事業の合計と参考として総事業費が書かれておりまして、この何というか割合というのは結構年によって変わっているように見えるわけですが、この再評価事業の対象であるというのはある程度の規模のものとか、それから、国庫補助事業ということなので、それほど大きく何というか中身が変化するものではないのかなと思っているわけですけれども、この割合が変化する理由とか、再評価事業以外の事業の中身がこれを見ると、再評価事業自体も変動しているわけです。その割合がそれほど変わっているということの理由がもしおわかりでしたら、この間、前回からの議論で、予算に余裕があればもう少し早めたらいいのではないかということがありまして、それというのは、もう少しそこに投資できるだけの余力とは言い方は難しいですけれども、そういうこともあるのかという議論だったと思うのですが、そういった形でこの再評価事業対象の事業にそれ以外のものから、例えば、予算を少し回すことができるかということを考える必要があると思うのですけれども、そこの参考にさせていただきたいと思いますので、質問させていただきます。

- ○塚口座長 建設局のほうで答えてもらえますでしょうか。
- ○尾植街路課長 表の平成21年度から24年度につきましては、決算額をそれぞれの年度で示しております。これらの事業につきましては、国庫補助事業として国費を投入して事業を進めております。市としては、必要な予算を国の補助金として国に対して要望しますが、国の補助がなかなか要望通りにならない状況もあり、年度に応じて補助金の内示率が変動するという事情があります。事業費の変動についてはそのような理由があります。それから再評価事業合計の欄とその下の網掛けの※4番、総事業費の差額につきましては別途事業を行っている路線が複数箇所あります。一つには、淀川左岸線事業として、本市と阪神高速との合併事業として進めている路線の事業費が含まれていたり、既に完了し事業再評価の対象から外れている事業もあります。また、この間、新たに密集市街地に関連した事業を立ち上げておりまして、そのような路線がこの差額の中には存在しております。いずれにつきましても、事業の重要性から、この差額の中で対応している路線についても予算の配分をしなければならないので、この差額を削って現在の28路線に予算を配分することはなかなか難しいという事情があります。以上です。
- ○塚口座長 よろしいでしょうか。
- ○松島委員 そうしますと、その再評価事業以外につきましても、それほど毎年コンス タントに何ていうか、執行が続いているというよりは、割と年によって多かったり、少な かったりということが起こっているということでよろしいですか。
- ○尾植街路課長 はい。
- ○塚口座長 いかがでございましょうか。ほかにありませんでしょうか。 それでは、御質問がないようでございますので、前回の会議の件ですね、追加説明についての議論はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

◇建設局所管 4事業

[河川事業にかかる説明]

○塚口座長 引き続きまして、建設局の方がいらっしゃいますので、建設局所管の河川 事業の1事業及び下水道事業3事業の説明をこれまた恐縮ですが、25分程度でしたいと思 いますので、説明は主要な点のみで結構でございますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、河川事業、下水道事業に関する御説明担当者の方は前のほうへお越しください。よろしくお願いします。

先ほど、私のほう少し先走りまして申しわけございませんでした。それでは、河川事業、

下水道事業に関しまして25分程度の御説明をお願いいたします。

○城居水環境担当部長 おはようございます。水環境担当部長城居と申します。よろしくお願いします。

ただいまより、建設局下水道河川関連の案件といたしまして、河川事業1事業、下水道3事業の事業再評価につきまして御審議賜りたいと存じます。説明につきましてはそれぞれの担当課長のほうからさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○髙城河川課長 建設局下水道河川部河川課長の髙城です。よろしくお願いします。

まず、河川事業についてでございます。資料の城北川改修事業というのがございます。まず、この城北川につきましては事業番号22の城北川でございます。この事業につきましては、先の再評価後、5年が経過ということで再度の再評価と御審議いただくものでございます。調書に基づいて説明させていただきます。事業概要の所在地と事業の目的でございます。城北川は都島区から旭区、城東区にわたって位置しておりまして、大阪府の寝屋川流域総合治水対策の一環としまして、城北川を寝屋川の洪水の一部を分流させる分水路として、整備しまして治水機能の向上を図ります。また、水辺空間を生かした環境整備をあわせて行うという整備を進めております。事業内容2番、②の事業内容ですけれども、大雨時に寝屋川から大川へ洪水を分流させる分水路としての機能を確保するための護岸改修、河床掘削、橋梁の架け替え、水門改築に加えまして、水面を見たり、近づいたりすることもできる親水性の高い遊歩道の整備を築堤整備にあわせて実施しております。

続きまして、3の事業の必要性の視点、①の事業を取り巻く社会経済情勢等の変化についてでございますが、この事業は府の河川整備計画に基づいて、寝屋川流域全体の治水対策として実施しているものでございます。

一方で平成22年6月に府によりまして、今後の治水対策の進め方が示されまして、今後20年から30年程度でめざすべき当面の治水目標というものが設定されました。これによりまして、城北川におけます当面の治水目標達成に必要な事業については、新森小路橋の架け替えと南菫橋までの河床掘削となっております。当面の治水目標の達成に必要なこれらの事業につきましては、いずれも平成27年度の完成予定でございまして、これにて一定の事業完了ということになります。

続きまして、定量的効果及び③の費用便益でございますけれども、これにつきましては 府の計画に基づきまして寝屋川流域全体で進めている治水対策でございまして、本事業だ けで費用便益を算出することは難しく、流域全体で事業効果を分析する必要がございます。 参考ではありますけれども、この寝屋川流域で総合治水全体の費用便益費では6.59となっ てございます。④の定性的効果としましては、治水対策によって洪水などによる災害の発 生の防止または軽減を図ることができまして、合わせて環境整備を行っているということ でございますので、周辺地域へのうるおいと安らぎあふれる親水空間を提供することがで きます。あと、⑤の事業の必要性の評価につきましては、本事業が流域住民の安全と財産を守るために非常に重要な事業でありまして、必要性は依然として高いと考え評価をAからCとしております。

次のページになりますけれども、4番の事業の実現見通しの視点、①の経過及び完了予定でございます。昭和61年度に事業着手しまして、平成33年度事業完成とめざしてやっておりましたけれども、先ほどの府の事業計画の見直しによりまして、当面の治水目標達成に必要な事業の完成予定が平成27年度となっております。同様に事業規模や総事業費は支給縮小されたことから、各進捗率につきましてもごらんのとおり変更となっております。事業内容の変更状況とその要因でございますが、先に説明させていただきましたとおり、府により今後の治水対策の進め方が示され、当面の治水目標の設定により本事業の予定内容が変更されております。⑤の事業が長期化している理由でございますけれども、事業延長が約5.6キロメートルということで、長いということと、川の上空を阪神高速が占用しておりまして、その現場の上空の施工制限、また橋梁の架け替えが周辺交通への影響が大きいということで、短期間での大幅な事業進捗が困難という理由でございます。⑥のコスト縮減や代替案の可能性につきましては、当面の治水目標の達成に必要な事業について平成27年度までの完成の予定となっております。⑦の事業の実現見通し、その後の優先度の評価としましては平成27年度の完成に向けて重点的な事業の進捗を図り、最大限事業確保に努めるとしておりまして評価Aとしております。

最後、以上によりまして、対応方針につきましては、先ほどと重複しますけれども、流域住民の安全と財産をも守るための非常に重要な事業であり、また当面の治水目標達成に必要な事業が平成27年度に完成予定としてございますので、重点的に事業を進めていくこととし、事業継続評価Aと考えております。

以上でございます。

○塚口座長 継続して御説明いただけますでしょうか。

[下水道事業にかかる説明]

〇寺川調整課長 下水道河川部調整課長寺川でございます。私のほうから引き続きまして、下水道関連の3つの事業について御説明させていただきます。資料のほうでございますけれども、調書以外に下水道事業実施状況説明資料というものをお配りさせていただいてるかと。こういった資料でございます。お手元にございますでしょうか。

まず、下水道事業でございますけれども、最初に下水道事業の事業再評価の対象事業について説明を少しさせていただきたいと思います。前回の事業再評価におきましては、国土交通省の通知に基づきまして、評価の対象を大阪市公共下水道事業として市域全体を一つの事業として評価させていただいてございました。その際、事業再評価部会におきまして、市域全体では再評価になじまないので、個別事業であったり、工事単位、処理区別、

政策別など優先度の判定がうまいことできないのかという御意見を賜ってございました。 ただ下水道施設につきましては、複数の施設を組み合わせることで効果が発揮されるもの でございますので、構成要素であります下水管 1 本でありますとか、水処理施設 1 カ所と いった個別の施設で、それら建設する個別の施設ですとか、それら建設するところの工事 では事業効果を算定することが困難でございます。そこで、今回、浸水対策といったよう な定量的に事業効果を算出することが可能な施策別という形で、事業を評価させていただ くこととしてございます。具体的には、今お手元に資料がございます浸水対策事業、合流 式下水道の改善事業、高度処理事業の3つの事業について、事業の評価をさせていただい てございます。

下水道事業の実施状況説明資料でございますけれども、資料1枚目にありますように下水道事業というのは大きく3つの役割を担ってございます。このうち衛生的に快適な生活環境を支える下水道の建設はおおむね完了しております。現在、事業中となっておりますのは、浸水対策と水環境の保全としての合流式下水道の改善や高度処理といった事業でございます。資料下のほうでございますけれども、浸水対策事業でございますが、雨水を市街地から速やかに排除して、浸水被害から市民の生命や財産を守るために下水管や排水ポンプ施設の整備を行うものでございまして、おおむね10年に一度の発生が見込まれる1時間に60ミリという雨に対して、施設の整備を進めておるところでございます。浸水対策事業につきましては、浸水発生状況や財政状況などを踏まえ、適時に優先順位を見直しながら21世紀中にものが完了することに事業を進めてございまして、事業の事前の説明資料には事業完了年度の記載ができてございませんでしたけれども、本日お配りの資料にはこれまでの事業進捗状況も含めまして、平成50年度を完了予定年度として記載し、それを基に費用便益等の算定をさせていただいておりますことをお断りをさせていただきます。

次に、合流式下水道の改善でございますが、これは大阪市のように汚水と雨水と同一の下水管で集めるという合流式という下水道の方式を採用してございまして、こういった施設からは雨のときに川や海といった公共用水域に、汚水の交じった雨水が未処理のまま排出される。これを改善する事業ということでございまして、本事業につきましては、平成15年に下水道法施行令が改正されまして、大阪市におきましては平成35年までに法令に適応した対策を完了することが求められてございます。

次に、高度処理事業でございますけれども、大阪湾のような閉鎖性水域と呼ばれる水域におきまして、富栄養化を防止するための事業でございます。本事業では、中央環境審議会において定められました水質環境基準を達成するために国土交通省、関係府県、並びに市町村によりまして、大阪湾流域別下水道総合計画を定めてございまして、この中で暫定の整備目標としての窒素の放流水質などを定めており、これを平成37年度を目途に施設を整備するということになってございます。次ページ以降事業計画図、事業費の推移、実施中事業の一覧などを示してございますけれども、時間の関係もございますので説明につい

ては割愛をさせていただきます。

引き続きまして、調書のほうの説明のほうに移らせていただきたいと思います。まず、 事業番号23番のうち大阪市公共下水道事業(抜本的浸水対策事業)の調書のほうをごらん ください。事業目的は、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。 事業内容でございますけれども、具体的には市内の雨水を流下させるための主要下水道幹 線の整備、これが約156キロ。集めてきた雨を排水するためのポンプ場等の施設の整備、 これが排水能力毎秒770立方メートルとなってございます。事業を取り巻く状況、社会経 済情勢等の変化でございますけれども、近年、ここ10年ほど大阪市では余り大きな浸水は なかったんですが、23年以降3年連続でゲリラ豪雨と呼ばれる雨などによりまして、 1,000戸を超える浸水被害が連続して発生してございます。

定量的な効果の具体的な内容でございますけれども、直接被害としまして、家屋であったり、事業所、こういったものの浸水被害がございます。また、これらの浸水によります 応急対応であったりとか、店舗の営業停止といった間接的な被害を考えてございまして、 受益者としては市民等としてございます。

費用便益分析につきましては、下水道事業における費用効果分析マニュアルというもの を用いまして分析をした結果、2.32という費用便益比となってございます。

定性的効果につきましては、浸水防除効果ということで人身被害であったりとか、交通、インフラのライフラインの途絶被害、こういったものが防除できるものと考えてございます。こうしたことから、事業の必要性評価につきましては、ここ2、3年の浸水被害の発生状況も考えてみますと市民等のニーズにつきましては、これまで以上に高くなっているものというふうに考えてございまして、評価としてはAからCとさせていただきます。

裏面にまわっていただきまして、事業の実現見通しの視点でございますけれども、事業 につきましては、施設整備にかかります雨水対策整備率、79.5%。事業費ベースで69.1% の進捗となってございます。

事業内容の変更状況とその要因でございますけれども特に変更してございません。また、 事業の実施状況でございますけれども、おおむね着実に進捗をさせていただいてございま す。

コスト縮減につきましては、さまざまな新しい工法なども導入しながらコスト縮減については、随時図らしていただいて事業を進めさせていただいてございます。事業実現の見通しでございますけれども、事業全体としてはおおむね着実に進捗が図られておるものと思っております。現在事業化が進んでおります事業につきましても32年の83%をめざして事業を進めておることから、評価としてはAとしてございます。また、事業の優先度の視点でございますけれども、局運営方針においても重点的に取り組む戦略として位置づけてございます。ただ、事業がおくれることによりまして、市民の安全・安心については確保できないというような状況が発生することから、優先度としてもAという評価をさせてい

ただいております。

特記事項で、少し書かせていただいておりますように、前回が全体で評価をさせていただいた関係でBということでの評価をしてございます。

対応方針でございますけれども、現在、なお大きな浸水被害がここ3年を通じてございます。また、地下空間への危険性などといったものも指摘されていることから、ニーズは非常に高くなっているというふうに考えてございます。事業進捗についてもおおむね着実に進捗してございますことから、総合的な評価といたしましては評価Aというふうに判断をしてございます。

続きまして、大阪市公共下水道合流式下水道改善事業につきまして説明のほうをさせていただきます。調書表面でございますけれども、事業目的については、先ほど御説明のとおりです。

事業内容でございますけれども、雨天時下水活性汚泥処理法の導入ということで、12処理場に導入。凝集傾斜板沈殿処理法これを1処理場で導入。雨水滞水池を約32万立方メートル整備するといったものを実施する予定としてございます。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございますけれども、大阪市では、水都大阪水と光のまちづくり構想というのを策定して、水辺のにぎわいなどの創出に取り組んでございまして、その一環として水質浄化を主な重点事業として取り組んでございます。

定量的効果の具体的な内容でございますけれども、公共用水域の水質保全効果ということで、雨天時に特に最初、初期でございますけれども、公共用水域に放流されるという汚濁物そういったものの削減等が折り込まれてございます。

費用便益のところにかかわる話でございますけれども、このような代替手法を用いるということで費用便益分析を行ってございまして、この事業を行わない場合に下水管でありますとか、道路上を清掃するといったものを代替費用便益として算定をさせていただいてございます。

費用便益分析につきましては、先ほどと同じ下水道事業における費用効果分析マニュアルに基づいて実施をしてございまして、費用便益比としましては6.05となってございます。

事業の必要性の評価につきましては、これにつきましては法で定められた基準を遵守するという観点から事業の必要性は高いというふうに考えてございまして、AからCというふうに書かせていただいてございます。

裏面にまわっていただきまして、事業の実現見通しの視点でございますけれども、事業の進捗でございますが、施設整備にかかります合流式下水道の改善率につきましては51%、事業費の区分として46%となってございます。

事業内容の変更状況とその要因ということでございますけれども、前回、全体で評価させていただいておりましたので、余り出ておりませんでしたけれども、事業開始時点と前回の評価時点で総事業費が大きく減ってございます。これにつきましては、大阪市で独自

に開発しました技術を用いまして、事業費の大きな削減を前回、評価時点ではやってございまして、それらを含め現在事業を実施しておるということでございます。また、事業の実施状況については、計画とおり着実に進捗が図られているような状況でございます。コスト縮減につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。事業の実現の見通しにつきましては、おおむね着実に進められていることから評価としてはBとしてございます。事業の優先度の視点でございますけれども、これにつきましては局の運営方針に重点的に戦略として位置づけてございます。また、事業につきましては、法令で定められていることから、必要な年限までに基準を達成するために事業についてはおくれないように進めなければならないと考えてございます。対応方針でございますけれども、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化は特になく、また法令に基づくという観点からも引き続き事業を進めていく必要があることから、総合的に評価としてはBとしてございます。

引き続きまして、大阪市公共下水道高度処理事業について御説明させていただきます。 事業目的は先ほど御説明させていただきます。事業内容でございますけれども、高度処理 に対応した下水処理場の新設が2カ所、既存施設の改造が3カ所というふうにしておりま す。社会情勢への変化につきましては特段ございません。定量的効果の具体的な内容でご ざいますけれども、公共用水域の水質保全効果ということで考えてございまして、これも 後ほどの費用便益分析におきましては、代替費用法を用いてございます。費用便益につき ましては、下水道事業における費用効果分析マニュアルに準拠してございまして、費用便 益比は8.34となってございます。事業の必要性の評価でございますけれども、これにつき ましても、一定法令で規定されているという計画を下水道事業者として遵守する観点から、 必要性は高いというふうに考えてございまして、AからCというふうに判断をいたしてご ざいます。

裏面にまわっていただきまして、事業の実現見通しの視点でございますけれども、事業の整備比率のところ、進捗率バーになってございます。これはゼロということであります。 事業費のところの進捗率で4%となってございます。事業内容の変更状況とその要因では、 特段変更はございません。

また、未着工または事業が長期化しているというところでございますけれども、別添の資料が後ろについておるかと思いますけれども、別紙の資料の2枚めくっていただいたところに、事業の進捗状況、今後の進捗の見込みというグラフがつけてあるかと思います。ここにございますように、下水道施設につきましては、一部ができたからといって進捗率が進むものではなく、一定の施設が全てそろった段階で進捗率が上がるような形になってございます。実は、26年度で一部完成するということで、今年ゼロ%なんですけれども、来年度の末時点でおきまして、一気に15.6%まで進捗するということで、我々としては事業進捗としては、おおむね、着実に進んでおるというふうに考えてございます。調書のほうに戻っていただきたいと思います。

そうしたことから、事業の見通しにつきましては評価Bとさせていただきます。事業の優先度の視点でございますけれども、局運営方針におきましても重点的に取り組むべき戦略として位置づけてございます。

また、事業のおくれということにつきましては、大阪湾流域別下水道整備総合計画が未達というようなことが発生するというようなことがございますので、こういったことから対応方針でございますけれども、社会経済情勢等の変化は特になく、法に基づいた計画を遵守する必要があることから、評価としては全体としてBというふうに判断をいたしてございます。

少し、長くお話させていただきましたけれども、これで説明は終わります。

[河川事業・下水道事業にかかる質疑]

○塚口座長 ありがとうございました。ただいま、御説明いただきました河川事業1事業と下水道事業3事業につきまして、御質問がございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○角野委員 ちょっと確認させてください。大体、まず河川事業ですけれども、当面の 治水目標というのが平成22年度に府より示された、立てられたんですね。前回の評価時点 が平成20年ですから、前回はその当面の治水目標ではない何らかの目標といいますか、い うことがあったんですよね。それで、その後、この5年間の間に目標が変わりました。変 わることによって、事業の内容であるとか、トータル率が少し変わったのかなと思うので すが、その上での確認なんですけれども、この当面の治水目標というのは、平成20年の時 点の目標よりも大分下がったものなのか、それともより厳しくなったものなのか、どちら なのでしょうか。

○髙城河川課長 よく河川の計画でいきますと100年に1回ふる雨とかがございます。 もともとあった計画につきましては、100年に1回の雨がふっても被害が生じないと、床 下浸水しないというものでしたけれども、今回のものにつきましては、10年に1回の雨に ついては床下浸水しないけれども、30年に1回の雨につきましては、床上浸水はしないけ れども、床下浸水はするというふうなレベルを下げたものでございまして、これにつきま しては、今までは100年に1回の雨に対応しようということでやってきたんですけれども、 なかなかお金もかかりますし、期間もかかりますので、これからの20年から30年について、 どのようにできるかというものをもう一回考えまして、その範囲とお金でもう一回計画を 練り直している暫定的な数値ということになっております。

○角野委員 わかりました。その上でもう一度、もう一つ確認したいのは、その平成22

年度以降、この数年、この1、2年いろんな南海トラフのこととかも含めてですね、津波の問題でこれぐらい水が上がってきますよとか、あるいはまさにゲリラ豪雨もそうであったり、この22年度よりも何か少なくとも一般市民の感覚からすると何か危険度が高まってるとか、それに対応しなければいけないんではないかというような雰囲気があるのではないかと思うのですけれども、あくまでこの河川事業としては平成22年度の指針といいますか、目標に基づいて今後5年間といいますか、やるというスタンスであるということはちょっと確認したいだけなんですけれどもね。

○高城河川課長 耐震のほうは、今年、府のほうで堤防の液状化について検討されまして、それにつきましては、今、府下全域をスピード感を持ってやろうということで簡易的な方法でされております。この城北川につきましても、液状化するんではないかというふうな指摘がされておりまして、これにつきまして、今後、市のほうで詳細な解析をするということでそれの結果をもちまして、もし液状化するようでしたら耐震対策として、またこの治水事業とは異なった事業として進めていくように考えております。あと、最近のゲリラ対策ですけれども、ゲリラ豪雨ですけれども、これにつきましては外水と内水がございまして、川に何もしなくても入ってくる水がある区域を外水区域、下水道のポンプ等で水を川に入れないといけないところを内水といってますけれども、主にゲリラ豪雨等につきましては、大阪市としましては内水域になりますので、この外水域的にはゲリラ豪雨があろうがなかろうがこの計画でいきたいということで、府のほうとも調整して継続していきたいと思っております。

- ○角野委員 了解しました。
- ○塚口座長 ほかには、いかがでございましょうか。
- ○角野委員 そうしたら、もう一ついいですか。済みません。もう一つは、下水道のほうなんですけれども、下水道の基本的なシステムというのを主な役割か、要するに3つあると。今回の事業は合流改善と抜本的な浸水対策と合流改善と高度処理だという説明はよくわかったんですけれども、その上でこの最初に示していただいた資料、これのめくったところの4ページに下水道事業決算の推移というのがありまして、この支出済みずっと変化を見てますと抜本的浸水対策というのがぐっと落ちて行って、それはそれだけ必要が減ってるのかなと思うのですけれども、それで言いたいのは、高度処理というのは非常に新しい事業なんですよね、これを拝見してるとあるいはさっきの説明でも、ですから、下水道政策の基本的な指針としてこの高度処理というのは新しいけれども、これから非常に重視していくということを指針として明確にお持ちなのかどうなのかということをちょっと教えてください。何でそんなことを聞くかといいますと、少なくとも表現でいうと、抜本的浸水対策というのは非常に安全面からいうと重要ではなかろうかと新聞の記事上から思

うのですけれども、それはやるんだけれども、それは額はずっと落ちてきながら、しかし、 それプラス高度処理という新しい政策を抜本的浸水対策に優先して、あるいは一見新たに 追加というような形でやるということの意義というのかな。そこを確認したいですね。

○寺川調整課長 我々下水道事業を扱う中で浸水対策とか公共水域の保全という大きく公共性の高い部分がございます。今、座長代理がおっしゃっていただいたように浸水対策というのは市民の安全、安心、生命、財産の確保という感じで非常に重要な事業ということで、事業費全体が抜本的浸水対策が落ちてきているというか、一定の進捗を見ながら、今の財源の中で最大限確保しながらというのが、今の状況というのが御理解いただければというふうに思います。そういった中で、一方で公共水域の水質保全という中で合流式の改善と高度処理という2つのテーマがあって、合流式改善につきましては、やはり未処理のものが出ていっているという衛生面の部分もありますので、こちらのほうが早くから手をつけてきて、法定年限でやっていると。それにくわえ高度処理についても、中央環境審議会のほうで湾のあり方というこういうぐらいの水質がという規定がされていますので、どちらが優先されるのかというと、市民の安全、安心と法とどっちだと言われたら、どっちだと我々もとれないので、どれも一定の進捗を図りながら、一定やっていかないといけないのかなと。ただ、総合評価のところでA、Bを分けて評価させていただいているのは、我々としては、やっぱり安全安心のほうへ重点的にはやらなければならない優先度の高いものだというふうには認識はしています。

○角野委員 わかりました。それから、ついでに、もう1点だけ。先ほどのこのグラフなんですけれども、おもしろいというと失礼なんですけれども、その他というのが一番多いんですよね。比率として一番多いものが何でその他というのかなと思うんですよ。内容は更新、移設、老朽化したりしていくもので、更新これからどんどん、まだ、この重要性が増していくであろうということは想像できます。この更新について重点に挙げるべきことは必要なかったのかどうか、つまり個々の事業ごとにそのような今回委員会で出す案件にはならないから、別に更新ということについては出てきてないのかということだけちょっと教えてください。

○寺川調整課長 もちろん、運営方針の中では重点的な戦略として当然位置づけています。今の施設を機能保持、維持することが大事でございます。ただ今既に効果が発現済みの施設の単純改築については再評価対象から外すということになってございましたので、そういう意味でたまたまここから外れてると御理解いただきたいと思います。

- ○塚口座長 ほかには、いかがでございましょうか。どうぞ、お願いします。
- ○加茂委員 教えていただきたのですが、22番の河川事業の城北川改修事業についてで

すが、治水という事業と安らぎを与えるという目的は別のものだと思いますが、資料を見ていてもあまり説明がありません。例えば調書22番のパワーポイントの8ページでは、周辺地域へうるおいと安らぎあふれる親水空間を提供すると書かれてはいますが、その他は安らぎの空間をつくるということについては全く書かれていません。2つの目的を一緒に書いて評価するというのはいかがなものかと思います。結論からいうと一緒にやってもいいと思いますが、調書としてはある程度きちんとしたらいいのではないかと思います。そこで、どれくらい費用が新たに付加していることになるんだろうかというのが気になっています。治水の方はものすごくわかりやすく、治水はしなければいけない。だけど、治水をしなければいけないということが安らぎの空間をつくらなければいけないということにはなりませんので、そのあたりが少し不透明です。そこを少し補足していただけたらと思います。逆に言うとそういう親水空間にせずに、すごく殺風景なものとし、本当に堤防をつくるだけにしてしまった場合に、とても殺風景になって、もしかしたらあまり居心地がよくなくて、犯罪がふえるかもしれない等、いろいろな言い方もあると思います。そのあたり、整理のされた資料にする方がいいのではないかなという気がしました。

○髙城河川課長 これはおっしゃるとおりで、治水が第一目的でやってる事業でございますけれども、河川法の中で治水と利水と環境という三本柱がございますので、治水だけではなくて環境にも配慮して事業をしようということでございます。環境的な面でいきますと先ほどの資料パワーポイント4の右の下に標準断面図がございまして、そこで築堤工という部分で左岸と右岸と書いてございます。そこの遊歩道に関するものにつきましては、舗装したり、縁石を並べたり、木を植えたり、こういうものが環境整備的なお金になると思います。このお金が全体の治水事業の何%になるかその辺の数字は今ありませんけれども、基本的なこの護岸工は鋼管杭を打ってコンクリートの構造物をつくるというのが大きなお金になっておりますけれども、環境的な話につきましてはちょっとわけて今出しておりません。

○加茂委員 何を心配してるかというと、一つの目的で費用便益をだして、それに費用便益に無関係な目的をその事業に乗っけてしまった場合に、それを評価する立場からすると、それはきちんとしていないのではないかという印象がどうしても残ります。そこを少し工夫していただきたいと思いました。例えば、コンクリートの構造物をつくるんですから、費用的にはほとんど変わらないわけですよね、多分。そういうことであれば、具体的な効果として期待できるという書き方にすることも考えられます。費用便益であるとか、社会状況とか、具体的な内容等のところには、話が一切出ないのに、親水空間をつくりましたというようことが出てくるという、そういう資料の書き方が許されてしまうと別のこともできてしまいます。そこを少し気にするべきではないかなと思いました。

○高城河川課長 わかりました。治水と環境とその辺のことがふりわけというのですかね、環境面でどんなことが工夫して出来るかというようなことを書かせていただきたいと 思います。

○塚口座長 治水と環境と厳しく見ますとねどれくらいウエイトをつけたらいいのかというのは非常に難しい問題だと思うんですけれども、治水経済調査マニュアルでございますか、マニュアルというものがあると便益がどれであってというのがきちっと書いてあるはずなので、このマニュアルの中でどのぐらいのウエイトなのかというのが、これはこのマニュアルを正しいと考えるのであらばわかりますね。そういうのをもう少しおっしゃっていただいたほうが、むしろこん中でマニュアルの内容を細かく書けという意味ではございません。ただし、こういう質問が出た場合に本当に正面から受けとめて委員の質問に対してお答えされるのは難しいかと思いますけれども、仮にマニュアルを使ったら、これぐらいですよっていうのを言えるかなと思いますね。ただ、要するに私が言いたいのは、このマニュアルの中で便益をどの範囲で、便益というものはどの範囲に捉えるかによって全然違ってくるわけであって異なるマニュアルによって計算されましたB/Cを比較することはできませんよね。一つのマニュアルの中で比較するというのであったら、それはそれなりに意味を持ってくるはずですので少しその辺を補っていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、はいど うぞ。

- ○大杉河川課長代理 資料をちょっと訂正させていただきます。資料の13枚目、費用対効果分析の結果というところでパワーポイント1枚あるんですけれども、22番のほうで13枚目の上段のほうですね。これ数字のほうが調書のほうとあってませんので、これら訂正させていただきます。差しかえです。
- ○髙城河川課長 B/Cの数字が間違えてるようでございますので、改めて差しかえを させていただきたいと思います。済みません。
- ○塚口座長 8.72でございますか、それが6.59。
- ○髙城河川課長 そうです。調書が正でございます。
- ○塚口座長 ほかの数値はよろしいのでしょうか。
- ○高城河川課長 ほかの便益の現在価値だとか、費用の現在価値だとか、この辺のお金 も全て差しかえさせていただきます。申しわけございません。
- ○塚口座長 それでは、また後ほどその差しかえ資料の出し方ということでお願いいた

します。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、建設局の河川下水道事業に関する質疑応答は終了させていただきたいと思います。建設局の皆さんどうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

私がいただいておりましたスケジュール表でいきますと若干の休憩をということでございますけれども、少し早く進行しておりますので港湾局の皆さんがもしいらっしゃってたら進めたいと思いますけれども、休憩したほうがよろしいでしょうか。

- ○椎名事業再構築担当課長 段取りがちょっと少し後になってたんで。ここで10分ほど。
- ○塚口座長 では、10分、50分ということでよろしくお願いいたします。 (休憩)

◇港湾局所管 2事業

[土地造成事業にかかる説明]

○塚口座長 それでは、そろそろ再開をさせていただきたいと思います。港湾局の皆様 は既に準備オーケーでございましょうか。

それでは、港湾局所管の土地造成事業に移らせていただきます。土地造成事業、2事業 ございますが、この2事業の説明を10分程度でお願いできればと思います。簡潔にお願い いたします。よろしくお願いします。

○松井開発調整担当課長 港湾局開発調整担当課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の事業番号20番の調書に従いまして、第6貯木場土地造成事業について御説明させていただきます。

まず、事業概要②の事業目的のところでございますが、本事業は輸入木材の保管用地を 確保するとともに、物流・産業用地といった大阪港における新たな土地需要に対応するた め、遊休化した水面貯木場約11.3~クタールを埋め立てるものです。

次に、事業の必要性の視点①、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございますが、 埋立免許を取得した平成8年当時と比べまして、輸入木材の取扱量が年間200万トンから 70万トンへと大きく減少しております。また、景気の低迷などにより地価が下落し、当初 見込んでいた土地売却収益が見込めない状況となり、平成13年度より事業休止しておりま した。その後、大阪港周辺では別紙の資料7ページの図に記載しておりますように、大型 物流施設や配送拠点、それに大規模工場の進出が相次ぎ、物流・産業用地の需要が高まる 一方、阪神高速道路株式会社から大和川線のシールド工事で発生する建設汚泥を埋立資材 として再生活用することが提案され、平成21年度より事業再開しております。

次に、②の定量的効果の具体的な内容と③費用便益分析でございますが、効果項目としましては、1つ目に建設残土を第6貯木場で処分する場合とフェニックス処分場で処分する場合の処分コストの差による便益。2つ目に新たな土地の造成による資産の創出、3つ目に建設残土の輸送距離の短縮によります排出ガスの減少量としております。これにより算出される便益につきましては、別紙の9ページに記載いたしておりますように、輸送便益が約6.2億円、右側に書いております新たな土地の造成による資産の創出で約100億円の合わせて106.2億円。そのほかに排出ガスの減少量といたしまして、CO2及びNOxがそれぞれ42.9トンと1トン削減されることになります。一方、この事業にかかわる総費用は調書のほうに戻っていただきまして、90億円となっておりまして、費用便益比B/Cは1.18となります。

以上のことから、⑤の事業の必要性の評価といたしましては、木材保管用地の需要については低下している一方、物流・施設用地の需要は高まっており、土地利用の需要は確保されていること。また、本事業は阪神高速大和川線と共同事業化することにより、事業費の縮減を図っており、これにより費用便益比の1以上を確保していることから、引き続き事業を実施していく必要があるものと考えております。

次に、調書裏面の4、事業の実現見通しの視点の④、事業内容の変更状況とその要因でございますが、平成20年度再評価時点から今回再評価時点の変更内容は別紙の3ページをご覧いただきますと、この土地利用計画図にありますように、平成20年度再評価に廃止しておりました緑地と仕分け場について、図の左側と右上のところに位置するものでございますが、これについては地元調整等により再検討した結果、再設定することとしております。

次に⑦、事業の実現見通しの評価でございますが、本事業は阪神高速大和川線シールド 工事と共同事業化しており、シールド工事は平成27年度完了予定となっていることから、 第6 貯木場埋立工事についても、平成27年度に埋め立てが完了する予定となっております。 その後、1年間の沈下収束期間と2年間の基盤整備工事を経て、平成30年度には第6 貯木 場土地造成事業は全て完了する予定であり、評価Aとしております。

次に、5の事業の優先度の視点の評価でございますが、平成25年度港湾局運営方針において、本事業は民間事業者との共同事業として、阪神高速大和川線工事で排出される建設 残土の受入業務を実施し、土地造成を行うこととしています。

また、この事業が遅れることによる影響としましては、阪神高速大和川線との共同事業ができなくなり、第6貯木場埋立工事の事業費の縮減ができなくなるということから、評価Aとしております。

最後に、対応方針でございますが、本事業は木材の陸上保管場所を確保するとともに、 大阪港周辺での需要の高い物流用地を確保するために必要な事業であること。また、阪神 高速大和川線シールド工事と共同事業化することにより、事業費の改善に大きく寄与し、 最終処分地の延命化や環境負荷の低減といった新たな社会的意義も付加されていること。 さらに、本事業と共同事業化している阪神高速大和川線シールド工事で生じる建設汚泥の 発生時期が決まっており、この時期を逸すると共同化が実現できなくなることから、事業 継続、評価Aとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○植村環境整備担当課長 続きまして、港湾局環境整備担当課長の植村でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業番号21でございますが、夢洲土地造成事業につきまして御説明させていただきます。

まず、再評価理由につきましては、調書に記載してございますように、事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のものに該当しておりまして、平成20年度に事業再評価を実施した事業でございます。調書の2、事業概要ですけれども、②の事業目的のところをご覧ください。本事業は、夢洲において良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的として、市内から発生する一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂、市内の公共工事から発生する建設発生土を活用し、埋立造成を行うものであります。

次に、所在地でございますけれども、別紙の2ページです。事業位置(1)というところをご覧いただきたいと思います。舞洲の南西部及び咲洲の北西部、破線で囲んだ部分が夢洲となります。夢洲を拡大したものが3ページでございます。4つの工区に分割して整備しており、破線で囲まれた部分1区から3区及び4区の一部でございますけれども、約319ヘクタールが本事業の対象区域となります。4ページは現況の航空写真でございますけれども、4区と3区の東側部分につきましては、先行開発地区としてコンテナ埠頭及びそれと一体として機能する物流拠点や生産拠点として整備が進んでおります。

調書に戻りまして、③事業内容のところでございますけれども、埋立面積ですけれども、 先ほど申し上げました319へクタールでございます。整備内容としましては、埋立護岸築 造、地盤の圧密沈下促進のための地盤改良工、基盤整備といたしまして、道路、上下水道、 ガス等の工事を行うものでございます。

続きまして、調書3の①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございます。近年の本 市の財政状況が厳しい中ではありますけれども、平成23、24年度の港湾局経営方針で重点 的に取り組む主な経営課題として優先的に実施しており、平成25年度におきましても同様 に重点的に取り組むべき事業としております。

次に②定量的効果の具体的な内容でございます。まず、便益につきましては土地造成により生み出された資産価値、そして市内から発生する陸上発生残土を夢洲で処分することによる処分コストの縮減、及びCO2、NOx排出削減量を算出してございます。費用につ

きましては事業費を計上しております。この結果といたしまして、総便益1,416億円、総費用1,343億円でございまして、B/Cは1.05となっております。なお、分析マニュアルには算定するように記載されております浚渫土砂の処分コストの縮減効果を含めさせていただきますと、総便益費が1,771億円、総費用は1,343億円となりまして、B/Cは1.32となります。今回の計算におきましては前回との整合性を図るため、この項目を含めずにB/Cを求めてございます。

次に、④定性的効果の具体的な内容でございますが、定性的効果として5点列挙させていただいております。1点目は廃棄物処分場を市内に確保することで、公共工事で発生する陸上発生残土の運搬時間の短縮に寄与できること。2点目は大阪港が重点事項として進めております国際コンテナ戦略港湾を支える物流拠点等の整備により、大阪港の取扱貨物量の増加、また港湾産業の活性化による雇用創出が期待できるものでございます。3点目以降につきましては、記載のとおりということで、時間の関係上、説明は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、調書裏面になりますが、事業の実現の見通しのところでございます。早期に土地利用が可能な先行開発地区と、これからまだ廃棄物処分場として活用していく将来開発地区に分けて事業進捗を図っております。先行開発地区につきましては、産業・物流ゾーンの一部を今年度既に売却しており、残りの部分についても平成27年度に基盤整備を完了する予定でございまして、国家政策で取り組まれている戦略港湾としての機能を推進し、国際競争力の強化のために国際戦略特区としての提案を行っております。将来開発地区につきましては、貴重な最終処分場として有効活用していくこととしておりますけれども、平成37年度に埋立竣工し、平成50年度に基盤整備を完成する予定でございます。

以上のことから、夢洲土地造成事業につきましては、先行開発地区と将来開発地区とに分け、段階的に土地利用を図っていくこととしており、また、港湾局運営方針において重点整備事項として位置づけ、重点的に予算を確保し継続していく必要があると考えておりまして、事業継続、評価Aとさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○塚口座長 ありがとうございました。

[土地造成事業にかかる質疑]

○塚口座長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問はございませんでしょ うか。

私から一つ御質問させていただきたいと思いますが、事業番号20の第6貯木場造成地のパワーポイントのほうの9でありますか、単に御質問なんですけれども、ここで輸送便益というのがございますが、これが4.3億円から6.2億円になっておりますが、縮減額ということでございますが、何がしかの差だと思いますが、4.3から6.2それぞれはどういうふう

に求められているものなんですか。もともと4.3億円であったものが6.2億円になっている といいますけれども、ちょっとそのあたりの説明を加えていただけませんでしょうか。

- ○松井開発調整担当課長 この輸送便益4.3億円につきましては、市内から発生する残土をどこで処分するかということで計算しておりまして、市内の起点の場所としては大阪市役所、この場所を想定しております。この場所から第6貯木場へ輸送する場合と、もう一方はフェニックスの処分場ということで、この第6貯木場の1工区を整備していた時期に稼働していた、尼崎処分地での処分を想定しまして、尼崎まで運搬する場合を比較しています。尼崎までの運搬距離は16キロ、一方で第6貯木場までの距離が10キロということで、その差の部分から算出した便益差が4.3億円ということでございます。これを平成25年度の換算値ということで修正したのが6.2億円ということになっております。
- ○塚口座長 要するに、時点で修正したというだけでございますか。
- ○松井開発調整担当課長 そういうことでございます。
- ○塚口座長 そういうことでございますね。費用便益比の計算ですけれども、最終的に 6.2億円というのが便益比になるんでしょうか。便益にくわえられるんでしょうか。輸送 費はコストとしてはどういうふうに入ってくるんでしょうね。計算される場合に。
- ○松井開発調整担当課長 資料の10ページのほうですね、ここに算出方法が書いておりまして、ウィズの場合に輸送便益の単価として立米あたり2,056円、土量が163,700立米ということで、3億3,600万円ですね。ウィズアウトの場合は輸送便益が立米あたり4,669円ということで、7億6,400万円ですか、ということでその差が4億3,000万円ということで出しております。
- 〇塚口座長 コストはどうなんです。輸送費はどの値が使われるのですか。 B/Cごと に。
- 〇松井開発調整担当課長 輸送費用はこの同じ資料10ページの上の表ですね。ウィズの 場合が立米あたり1,240円、ウィズアウトの場合が1,921円となります。
- 〇塚口座長 このB/Cが1.18になっておりますけれども、その1.18を求めるときにはどの輸送コストが使われてるのでしょうか。
- 〇松井開発調整担当係長 10ページに記載のとおり、陸上輸送として計算しており、ウィズの方が大阪市内の市役所の中心部のところから第6貯木場までの輸送コストでして、その費用の処分費も含めた費用がウィズのところにある2,056円でございます。一方で、ウィズアウトの方は大阪市役所から尼崎の処分場まで陸上輸送した場合の輸送コストにな

っておりまして、その費用は輸送費用として4,669円、この差額2,613円を単価として設定 しておりまして、それに土量をかけて便益を算出しております。

○大東PDCA担当部長 そうではなくって、座長が今おっしゃられてるのは、この表で見ると単価差は2,613円ということで上の9ページのところと一緒になってるんですよね。ほんで、土量の分については163,000立米ということで、これと一緒でこれの掛けたものが4.3億ということで計算してはるわけですわ。ほんで、それが今6.2になっているやつの計算はどこにあるんですかという話になってるときに、この4.3億の説明にしかなってないわけです。だから、6.2はどこにあるのっていうところですわ。

○松井開発調整担当係長 ちょっと資料のほうには記載しておりませんが、補正を使っておりまして、GDPデフレータと社会割引率で補正をかけておりまして、その値で算出したものが6.2億円という形になってございます。

○塚口座長 わかりました。恐らくこの適切に計算されているとは思うのですけれども、 口頭で伺うだけではちょっとよくわかりませんので、どういうふうに計算したというのを 示してください。恐らく大丈夫と思うんですよ。大丈夫だと思いますけれども、少し補足 申していただければと思います。それ以上は結構でございます。私この値に異議を申し上 げてるというのではなくて、少し算定の方法がわかりにくかったということで御質問した という次第です。根拠を教えてください。

ほかにいかがでございましょうか。それでは、特に委員のほうから御質問が出ないというように判断いたします。

それでは、以上で港湾局所管の土地造成事業についての質疑応答は終了いたします。港湾局の皆さん御苦労さまでございました。

(3) 事業再評価対象事業についての意見聴取

○塚口座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。本日議論いたしました6事業について、前回と同じような形で取りまとめを行っていきたいと思います。順次6事業につきまして、委員の皆様方の御意見を伺っていきたいと思いますけれども、そのときの視点でございますが担当部局で評価されました結果が妥当であるかどうか、もし妥当でないと思われた場合にはどういった点が説明不足か、あるいはどういったところに異議問題点があったのかということですね。こういう意味の御発言をいただければと思います。そして、何がしかの問題点があったものにつきましては、次回の会議で再度追加の説明、あるいは追加資料の提出が必要であるかどうかということ。そして、個別の事業につきまして、担当部局の判断がよろしければ、それでよろしいでございますけれども、もしA、B、C等の評価自体は妥当であるといたしましても、計画内容の一部変更等、何がしか意見がございましたらお出しいただきたいとこういうふうに思うところでございます。今回、この

有識者会議で全てまとめあげるということが求められておりませんので、委員の皆様方から個人的にこうこうこうするべきだと思うというような意見を頂戴すれば、それはそれで結構でございますので忌憚のない御意見をいただければというふうに思います。

それでは、そうですね、きょうの議論の順番では異なりますけれども、20番から25番という流れで資料が綴じてございますから、この順番でお諮りをさせていきたいというふうに思います。事業ナンバー20、第6貯木場土地造成事業に関しまして最終的に担当部局の判断はAでございますが、これにつきまして委員の皆様方から何か御意見がございますでしょうか。AをB等に変更すべきであるという御意見はございませんでしょうか。一応、Aでよろしいでしょうか。

そういたしましたら、何かAはAであってもこういうようなことは注意しておきたいというそういうもの等ございませんでしょうか。

それでは、事業番号20の貯木場造成事業につきましては、一応、A評価ということで有識者会議の暫定的な結論でございますけれども、そういうふうに妥当だというふうにしたいと思います。

それでは、21番の夢洲土地造成事業に移りたいと思います。この事業につきましても、 担当部局はAという評価でございますが、このAという評価につきまして、何か御異議は ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。特に何かしら意見をつけるとか、 そういうこともございませんでしょうか。

〇角野委員 先ほどの説明の中でB/Cがここでは1.05なんだけれども、処理費用でしたか、何かで見ると1.32になるような説明がありましたが、そういったことはどこかに書いておく必要はないでしょうか。これは、あくまで今回の1.05というのは、現状のルールに基づいてということなんですよね、当然。では、先程の1.32というのは一体何なんだろうかと。その場で聞き直しておけばよかったのだが。

○椎名事業再構築担当課長 確かに、何を含めると何か1.32という数字を口頭で説明ありました。ただ、それをきちっと調書に記入してわかりやすく、最終はどれを採用するのかというのは、次回になりますが資料の形で調書の形にきちっと提出、説明をさせていただく。

○塚口座長 一応、1.05という数字があがっておりますので、その数値一つだけでございましたら、適切に求めればこうなったんだろうというふうに思われますが、あえてね、別の数字が出てきますと、またこれ当然議事録にも残る話でございましょうから、そこのところはきちっと1.3何がしかを載せるかどうかはともかくとして、若干の補足説明をしていただくというほうがよろしかろうということでございます。

そしたら、一応、Aという評価でございますけれども、何らかの説明を、求めるのはど

うなんでしょうね。どこに記載をしていたくのがよろしいでしょうか。この調書を変更するというのはまずいですね。

○大東PDCA担当部長 調書というよりも、1.32 なるものの根拠あるいは何のマニュアルにあてて計算するとこうなるんだということで、どちらに妥当性がわからないんで、それで何をもって1.05であるか。1.05としか調書には書けないので、別添資料ということで、まず一旦、御用意いただくということでいかがでしょう。

○塚口座長 そうですね、ですから、本日、我々が一応Aというふうにいたしました。 これ暫定でございまして、第3回で委員会としての有識者会議としての最終結論をまとめ るということで、一応、Aということにしておいて、かつ若干補足的な資料を、もちろん 出席いただかなくともいいかもわかりませんけれども、そこは事務局に任せますけれども、 何らかの説明をするような資料等を御用意いただくという形にさせていただきたいと思い ます。

それでは、事業番号22でございますね。河川事業のほうに移りたいと思います。この河川事業につきましては、Aという担当部局評価でございますが、治水目標等の質問が出たわけでございますが、角野先生、そのあたりどのように。

○角野委員 確認したかったのは、22年度にそれ以前の治水目標を下げてという言い方 が適切なのかわからんですけれども、とにかく20から30年スパンに対応できるようにって いうスピード性を非常に意識されたということを確認したかったので、私は、特に追加は 必要とは考えておりません。

○角野委員 ただ、今回の提案の趣旨と前回の見直し評価から今回の評価の間に目標値がかわったわけですから、そこをどのように理解されたうえで、こういう提案がといいますか、評価をなされてきたのかをしりたかっただけですから、私はさっきの説明で理解はしましたけれどもね。

○塚口座長 そういう考え方でほかの委員の皆さんよろしいでしょうか。私、治水目標をどこに設定するかというのがこの有識者会議マターではないかということは理解しておりますが、ともかくレベルを下げるということの妥当性については、これは他の組織での結論ということで、それが妥当というふうに考えざるを得ないんかなと思います。そこの是非をここでちょっとね、議論するのはそぐわないかなと思います。ただ、私は目標を下げるというのはこれ慎重にしないとやはり心配かなというふうにも思いますけれども、この有識者会議マターではないということでですね、そこは他の部局の結論を尊重するという形で通過させていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。それでは、下水道事業でございます。下水道事業につきましては23番、大阪市公共下水

事業。かなり大きな話でございますけれども、これにつきましては、A評価でございますがネットワーク化されておりますから、切り離して考えるというのはなかなか難しい話で、全体として取り扱うということでございましょうが、何かこういう担当部局の考え方につきまして御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それで、23につきましてもA評価という形にさせていただきます。

それから、24でございますが、これは大阪市公共下水道事業の合流式下水道改善事業ということでございまして、これはB評価ということになっておりますが、この件につきましては何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この事業につきましては、有識者会議としてはとりあえずBという評価にさせていただきます。

最後になりましたが、25番、これは同じく大阪市公共下水道事業の高度処理事業でございます。この高度処理事業につきましては、担当部局はBという評価でございまして、ここでは。この件につきまして御質問された委員は。

○角野委員 これも下水道事業全体の中での優先度といいますか、つまり抜本的安全性を、危険度を低めるという部分と、それから、高度処理ですから、質を高めていくという話とが並行して出てるけれども、その中に優先順位というのはありやなしやというようなことをちょっと確認したかったんですけれども、都市側からのニーズとしては、当然、質の、快適性というのはこれからさらに取り組んでいくべき仕事だとも思ってますので、説明に対する異議とか疑問はそれほど湧いておりません。ただ、言いたかったのは、これからこういったインフラがどんどん老朽化していく中で、それのメンテナンスのコストが今もう先ほどの資料でいいますと非常に高くなると。今後、それはもっと高まっていくだろうと思いますので、そういった部分がこの建設事業評価には出てこないんですけれども、出てこないんだけれども、重要であるということ。つまり、言いかえると、そちらのほうに費用がどんどん出て行ったときに、今後ここに出てくる高度処理であったり、合流式の改善というような部分にどういう影響が今後出てくるかということに対して、若干の疑問があったわけです。けれども、その疑問自身がこれの評価とは関係ありませんので念のための確認ということにとどめたわけです。

○塚口座長 ありがとうございました。ほかにこの件につきまして、御発言はございま せんでしょうか。

それでは、特に御質疑がないということでございますから、私たち有識者会議の評価といたしましても、事業番号25につきましてはBという形でまとめさせていただきたいと思います。

3 閉会

○塚口座長 一応、これで本日の会議を終了させていただきたいと思いますが、委員の皆様方には、もしもう一度これを振り返っていただきまして、お気づきの点などがございましたら、事務局にメール等でお知らせいただければと思います。今年度、もう一回会合があろうかと思いますけれども、その第3回の会合でですね、全体的な判断をして、有識者会議としてのですね、取りまとめを行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返ししたいと思いますので、後よろしくお願いします。

○椎名事業再構築担当課長 本日も長時間にわたしまして、まことにありがとうございました。本日の案件で追加の御質問等がございましたら、またメールを事務局まで頂戴したいと思います。なお、次回の第3回の会議でございますが、1月10日金曜日、14時45分から17時30分までの開催を予定しております。次回は本会議のただいま座長からございましたですが、取りまとめ、意見案について御議論いただく予定になっております。本日、質疑、御指摘をいただいた河川、それから土地造成につきましても、追加の説明資料なり、追加の説明なりをさせていただきたいと思います。

また、次回の会議の御案内を追ってお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

○塚口座長 これにて、本日の有識者会議を終わらせていただきます。 どうもありがと うございました。